２０１９年（平成３１年）３月１日

伊賀市総務部契約監理課

　関係者の皆様　へ

　　　平成３１年３月１日以降適用の「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について

　みだしのことについて、当市としての取り扱いを下記のとおり定めましたのでお知らせいたします。

記

　１．当市は三重県の単価を使用しており、三重県においても平成３１年３月１日より新単価を適用していることから、当市において３月１日以降に設計した案件については、新単価を適用しています。

　２．平成３１年３月１日以降に契約を締結する案件のうち、旧単価を適用して予定価格を積算しているものについては、受注者の請求によって新単価に基づく請負代金額に変更できるものとします。具体的な協議については各担当課と行っていただきますようお願いいたします。